

衆議院災害対策特別委員会 委員長

望月 義夫 様

平成30年北海道胆振東部地震に関する要望

平成30年11月

北海道



この度の北海道胆振東部地震では、尊い命が失われるとともに、多くの方々が負傷され、さらには、大規模な土砂災害や家屋の倒壊など、甚大な被害をもたらしました。

また、道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、道民のくらしや経済社会活動に広範かつ多大な影響が生じました。

国においては、これまで、被災者への支援、激甚災害の指定、予備費を活用した観光支援、災害復旧事業等への補正予算措置など、本道の実情や地元の声を踏まえた迅速な対応をいただいていることに厚くお礼を申し上げます。

道においては、こうした国の支援と連携し、復旧・復興に向けた中長期の対応などについて計画的かつ円滑、迅速な復旧・復興を推進するため、今月22日、「北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部」を設置し、府内連携の強化を図りながら、市町村や関係団体をはじめ、全道一丸となって諸対策に全力を挙げて取り組んでいるところです。

つきましては、道民が安心して元の生活を取り戻し、北海道の更なる発展につながる復興が実現できるよう、必要な予算の確保や十分な地方財政措置など、国の支援について特段のご配慮をお願いいたします。

平成30年11月26日  
北海道知事 高橋 はるみ

## < 要望項目 >

### I 被災地の迅速な復旧に向けた支援

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 災害復旧事業の推進    | 1 |
| 2 災害対策関連事業等の推進 | 2 |

### II 全道の電力需給ひっ迫等による産業被害からの復興

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 エネルギー供給等の強靭化 | 3 |
| 2 農林漁業者等への支援   | 5 |
| 3 中小企業等への支援    | 6 |

### III 被災者への支援

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 被災者支援の円滑な実施      | 8 |
| 2 被災住宅や応急仮設住宅等への支援 | 8 |
| 3 児童生徒等に対する支援      | 9 |

### IV 観光立国北海道の復興に向けた支援

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1 観光需要の早期回復に向けた緊急対策 | 10 |
| 2 ユニバーサルで強靭な観光地づくり  | 10 |

### V 地域・産業・物流を支える交通網の確保

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 1 J R 北海道への支援     | 10 |
| 2 港湾施設の早期復旧と充実・強化 | 11 |

### VI 強靭な北海道づくりの推進

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 北海道強靭化計画の実効性を高めるための財政措置の充実・強化 | 11 |
| 2 強靭化を支えるネットワークの整備              | 12 |
| 3 土砂災害から国民のくらしを守るための支援の強化       | 12 |
| 4 警察の災害警備活動等への支援                | 13 |

### VII 復旧・復興に対する十分な地方財政措置等

… 13

# I 被災地の迅速な復旧に向けた支援

## 1 災害復旧事業の推進

- (1) 河川や道路、港湾、漁港をはじめとする公共土木施設、水道施設、林地や農地・農業用施設、文教施設、文化財等の災害復旧について、査定期限の延長に配慮するとともに、速やかな事業採択を図ること。  
【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】
- (2) 災害の復旧に当たっては、施設本体のみならず、崩壊斜面から道路や河川への土砂流出が懸念されることから、発生源対策について柔軟な対応を図ること。 【国土交通省】
- (3) 水道施設の災害復旧について、災害査定などの手続の簡素化を図るほか、東日本大震災や熊本地震と同様、補助率を嵩上げするとともに、繰出金についても東日本大震災での措置を踏まえ、財政支援を講じること。 【総務省、厚生労働省】
- (4) 多くの災害廃棄物が発生している被災自治体は、財政基盤が脆弱であることから、災害等廃棄物処理事業について、補助率の嵩上げ及び特別交付税措置の拡充を行うほか、熊本地震と同様に大規模半壊、半壊の家屋に係る解体・撤去費用についても補助対象とするなど、地方負担の軽減を図ること。 【総務省、環境省】
- (5) 市町村等の廃棄物処理施設自体にも被害が発生していることから、市町村等が実施する廃棄物処理施設災害復旧事業について、補助率の嵩上げなど十分な財政措置を講じること。 【環境省】
- (6) 査定設計委託費等補助制度の採択要件の緩和や国費率の引上げなど、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について地方負担の軽減を図ること。 【厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

## 2 災害対策関連事業等の推進

- (1) 道路、農地、林地などの被害は甚大かつ広範囲であることから、その復旧に当たっては、法令等に基づく復旧期間にかかるわらず柔軟な対応を図ること。 【農林水産省、国土交通省】
- (2) 被害を受けた施設等の原形復旧にとどまらず、今回及び過去の履歴も考慮した改良復旧や危険地域からの施設移転などの抜本的な対策について、柔軟な対応を図ること。【厚生労働省、国土交通省、環境省】
- (3) 山腹崩壊が広範囲にわたり発生しており、今後の降雨により大規模な土砂流出が危惧されることから、国直轄による緊急的な対策を着実に進めるほか、道の実施する事業推進のため、引き続き支援等を行うこと。 【国土交通省】
- (4) 今回の地震により荒廃が拡大した山地について、災害対策関連事業の決定前に応急工事に着手できるよう、柔軟な対応を行うこと。 【農林水産省】
- (5) 農地等に堆積している大量の土砂や倒木、倒壊した家屋などの撤去に対する支援制度を創設すること。 【農林水産省】
- (6) 災害復旧事業の対象とならない小規模な農地の復旧や、地中に埋設されているパイプライン等の点検・診断等を含む被災箇所の調査について、特別な支援措置を講じること。  
また、早期の被害状況調査が困難な箇所については、被害の報告時期に配慮すること。 【農林水産省】
- (7) 2次被害・森林病害虫の発生の防止のほか、倒木の有効活用の観点から、倒木の撤去・搬出に対する支援に必要な予算を確保すること。 【農林水産省】
- (8) 市町村の林道施設の復旧について、国直轄制度や地方負担のない道施行による代行制度を創設すること。 【農林水産省】
- (9) 道営の水力発電施設や私立専修学校など、災害復旧事業の対象外の施設に対する補助制度を創設すること。 【文部科学省、経済産業省】

- (10) 火力発電所等の重要施設に水を供給する工業用水道の配水管の復旧について、要件緩和や補助率の嵩上げといった財政支援を図ること。  
【経済産業省】
- (11) 地盤沈下による被害を受けた地域における被害原因の調査・究明及び再度被害防止を踏まえた工法検討に対する技術支援を行うこと。  
【国土交通省】
- (12) 被災地域の復興と地方創生の取組を着実に推進するため、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金などについて必要な予算を確保するとともに、採択要件の緩和や対象経費等の拡大など柔軟な制度運用を図ること。  
【内閣府】

## II 全道の電力需給ひつ迫等による産業被害からの復興

### 1 エネルギー供給等の強靭化

- (1) 今回の地震により発生した大規模停電（ブラックアウト）の原因分析と再発防止策の検討を踏まえ、電力の安定供給に万全を期すこと。  
【経済産業省】
- (2) 電力需要の高まる冬季を前に被災した送配電設備の早期の復旧に向けた支援を行うとともに、冬に向けた道民の節電の普及啓発に対し支援すること。  
【経済産業省】
- (3) 2019年運転開始予定の石狩湾新港火力発電所と北本連系設備について、早期運転開始に向け特段の措置を講じること。  
【経済産業省】
- (4) 発電所停止による大規模停電を回避するなど電力の安定化や多様なエネルギー資源に恵まれた本道の再生可能エネルギーの導入拡大、我が国全体のエネルギー・ミックスの実現に寄与するとの観点から発電所の分散設置が可能となる送電網等の電力基盤の増強や、北本連系設備の更なる増強を行うこと。  
【経済産業省】

- (5) 災害時に地域において石油製品を安定供給する体制を早急に構築するため、ガソリンスタンド（ＳＳ）への自家発電機整備事業の前倒し措置や来年度以降の事業継続を講じるとともに、自家発電機を有する全てのＳＳを対象に「災害時情報収集システム」を活用した連携体制の充実・強化を図ること。 【経済産業省】
- (6) 停電時における中小企業等の生産活動停滞を防ぐため、自家発電設備の導入や自家発電用の備蓄燃料貯蔵設備の新增設に対する支援制度を創設すること。 【経済産業省】
- (7) 道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーを活用し、災害時に地域の自立型電源となり得る「エネルギーの地産地消」や再生可能エネルギーの導入拡大に有効な蓄電池の普及、さらには経営安定に向けた省エネ対策を促進する補助制度等を拡充すること。 【経済産業省、環境省】
- (8) 本道の系統設備に空容量が少なく、地域資源を活用しながら災害時に安定的な電源を確保できる設備の新たな接続が困難となっていることから、F I T認定済み未稼働設備を見直すなどにより、畜産バイオマスや地熱などの出力変動が少ない発電設備を優先的に接続できるよう、制度の整備を早急に進めること。 【経済産業省】
- (9) 医療機関（病院・有床診療所等）や社会福祉施設等を対象として停電時の医療機能維持や適切な社会福祉サービスの提供に必要な最低限の電力を確保するための設備整備に係る補助制度を創設すること。 【厚生労働省】
- (10) 保冷が必要で使用者の多い医薬品や血液製剤等を停電時においても安定的に供給するために必要な保管設備やバックアップ電源の強化、更新等に活用できる補助制度を創設すること。 【厚生労働省】

## 2 農林漁業者等への支援

- (1) 本道の基幹産業である農林水産業が受けた甚大な被害からの再生を迅速に図るため、施設や家畜などの生産基盤の回復に加え、被災した事業者の経営安定に向け、損壊した機械設備、ビニールハウス等の導入や修繕・撤去、リースに要する経費、各種経営安定対策などの措置に伴う必要な予算を確保するとともに、被災地域における野生鳥獣被害対策の取組への支援を行うなど、負担軽減に配慮すること。  
【農林水産省】
- (2) 農業者の営農施設の復旧に向け、必要となる生産資材の確保が迅速に図られるよう努めること。  
【農林水産省】
- (3) 被災した農林水産事業者が安心して経営を継続できるよう、災害関係制度資金の金利負担軽減、既往借入金の償還猶予や貸付限度額の引上げ、共済金の早期支払などの措置に伴う必要な予算を確保すること。  
【農林水産省】
- (4) 地震による停電や断水に伴い畜産物やきのこなど農林水産物の損失が発生したことを踏まえ、事業者の施設等における自家発電設備や給水ポンプ、貯水タンク、燃料タンクなどの導入に対する支援制度の創設や拡充を図ること。  
【農林水産省、経済産業省】
- (5) 地震に伴う停電等による乳牛の乳房炎の多発などに対する家畜衛生対策、家畜の導入、不足する飼料などの購入等の措置に伴う必要な予算を確保すること。  
【農林水産省、経済産業省】
- (6) 停電により、損害が発生したきのこ生産者に対する菌床の再生産経費等への支援制度を創設すること。  
【農林水産省】
- (7) 大規模な山腹崩壊により、ミズナラなどのしいたけ用原木の供給量が減少し、今後、長期間にわたって調達価格が高騰する等の影響が懸念されるため、原木しいたけ生産者の原木調達に対する支援制度を創設すること。  
【農林水産省】

- (8) JAなどの集出荷貯蔵施設等が被災により使用できなくなったことにより、他施設等を利用せざるを得なくなった場合の横持ち輸送や収穫・搬出に関する作業委託の経費などに対する支援について、必要な予算を確保すること。 【農林水産省】
- (9) 被災地の木材加工工場が、遠隔地から木材を調達する際の運搬経費への支援制度を創設するとともに、国有林材の安定供給に配慮すること。 【農林水産省】
- (10) 災害による復旧工事などの期間中、作付面積の制限が想定される農業者への特別な措置を講じること。 【農林水産省】
- (11) 国直轄工事の実施に当たっては、倒木の処理などにおいて被災地域の林業事業体の活用に配慮すること。 【農林水産省、国土交通省】
- (12) 今後の営農再開に向け、地域の農地周りの復旧活動が円滑に進むよう多面的機能支払交付金の効果的な活用の推進を図ること。 【農林水産省】

### 3 中小企業等への支援

- (1) 本道全域において、被災商店や事業所の修繕、設備の修理、買換えなどグループ補助金と同等の支援策を講じるとともに、これらの事業者の負担相当分に係る長期・無利子貸付制度を設けること。 【経済産業省】
- (2) 本道全域において、中小企業事業協同組合等が行う生産・加工施設等共同施設の災害復旧に係る補助制度を創設すること。 【経済産業省】
- (3) 地震や停電により、製品、在庫、商品、原材料等の損害が発生した中小企業等に対する支援制度を創設すること。 【経済産業省】
- (4) 本道全域において、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金など既存補助金に係る予算の重点配分、被災事業者への優先採択、補助率の嵩上げ、及び補助限度額の拡大を講じること。 【経済産業省】

- (5) 被災した中小企業等の税負担を軽減するため、企業が所有する建物等の復旧や経営力強化に向けた設備投資に対する優遇措置などを講じること。 【経済産業省】
- (6) 小規模事業者の事業の復旧に必要な設備資金や運転資金の融資に  
関し、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）において、貸付限  
度額の別枠の措置や金利の引下げを行うこと。 【経済産業省】
- (7) 下請事業者の被災に伴う納入期限の遅れにより親事業者が取引先  
を変更することを防ぐなど、下請事業者における取引上の影響を最  
小限にとどめるよう、相談窓口の支援体制の充実を図るとともに、  
親事業者の被災による下請業者の取引減少などに配慮し、きめ細や  
かな支援策を講じること。 【経済産業省】
- (8) 被害を受けた商店街等が高度化事業の災害復旧貸付を活用して施  
設整備を行う場合、事業者及び道の資金負担の軽減等の特例措置を  
講じること。 【経済産業省】
- (9) 地震や停電等の影響による経済活動の停滞を解消するため、平成  
26年に国で予算措置された「地域住民生活等緊急支援のための交  
付金（地域消費喚起、生活支援型）」のような、道民の消費活動を  
刺激する施策に対し支援するとともに、道産品の生産活動の回復に  
向けた消費喚起の取組や国内外への道産食品プロモーションを支援  
すること。 【内閣府、経済産業省】
- (10) 被災した事業主が雇用を維持できるよう、雇用調整助成金制度に  
関し、助成率の引上げや支給限度日数の延長、助成対象事業主の拡  
大といった特例措置を講じること。 【厚生労働省】

### III 被災者への支援

#### 1 被災者支援の円滑な実施

- (1) 今回の地震による被害実態を踏まえ、被災者への支援を国による特別の負担により対応するとともに、被災者生活再建支援制度の支給対象の拡大について検討すること。 【内閣府】
- (2) 災害救助法における応急救助について、要件・基準の弾力的な運用及び事務手続の簡素化等を図ること。 【内閣府】
- (3) 国民健康保険及び後期高齢者医療において、被災した被保険者に対する一部負担金や保険料（税）の減免措置額については、特別の財政措置を講じること。 【厚生労働省】

#### 2 被災住宅や応急仮設住宅等への支援

- (1) 被災した住宅の修繕や再建に対し、手厚い支援を行うとともに、生活福祉資金の災害援護費を無利子の取扱いとすること。  
また、生活福祉資金の特例措置実施に要する事務費や、他都府県社会福祉協議会などによる被災市町村社会福祉協議会への災害対応に要する経費について、貸付原資からの取崩しを認めるなど、国において必要な財政措置を講じること。 【厚生労働省、国土交通省】
- (2) 応急仮設住宅の建設に対して、補助率の嵩上げなど、特別な財政措置を講じるとともに、入居者の実情や負担軽減等に配慮すること。  
特に福祉仮設住宅における必要なケア等に相応する建設費について特別の財政措置を講じること。  
また、応急仮設住宅における安定した生活に必要となる家具、家電製品等について災害救助法に基づく給与の対象とすること。 【内閣府】
- (3) 応急仮設住宅等入居者の供与期間終了後、自力で住宅を確保することが困難な被災者のための恒久的な住宅確保に向けた災害公営住宅の整備に必要な予算を確保すること。 【国土交通省】

- (4) 避難所や応急仮設住宅等での生活が長くなる被災者に対する健康相談やこころのケアなど、安心して生活を送るために必要な支援を中長期的に実施できるよう特別の財政措置を講じること。

【厚生労働省】

### 3 児童生徒等に対する支援

- (1) 被災した児童生徒に対するきめ細かな学習支援を行うための教職員の加配措置や、教職員の業務負担を軽減するために必要なスクールサポートスタッフ等について、引き続き十分な確保に努めること。

【文部科学省】

- (2) 被災した子どもたちへのカウンセリングや、保護者に対する助言・援助を早期に行い、安心して通常の学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーの派遣等に関わる継続的な支援を行うこと。

【文部科学省】

- (3) 今回の地震についても、東日本大震災や熊本地震と同様に幼稚園児への就園支援や、小・中学生の学用品費等の援助、私立高等学校等の授業料等の減免、特別支援学校の児童生徒等の就学奨励などをを行う国の「被災児童生徒就学支援等事業」の対象とともに、国費で全額を補助すること。

【文部科学省】

- (4) 保育所や認定こども園等が早期に開園できるよう、被災によって保育士等が不足する施設への人材派遣に要する手当や旅費、事故保険などの経費に対する支援を行うこと。

【厚生労働省】

- (5) 障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用について、被災者の負担軽減に努めるとともに、必要な経費に対する支援を行うこと。

【厚生労働省】

## **IV 観光立国北海道の復興に向けた支援**

### **1 観光需要の早期回復に向けた緊急対策**

- (1) 観光庁・政府観光局(JNTO)や日本貿易振興機構(JETRO)の有する機能を活用し、本道観光に関する正確な情報発信とともに、国内外における北海道観光の復興に向けた誘客プロモーション等の実施及び支援協力を行うこと。 【経済産業省、国土交通省】

### **2 ユニバーサルで強靭な観光地づくり**

- (1) 多言語対応の観光案内標識の設置や無料公衆無線LAN整備など、非常時への備えにも対応した観光客の受入体制整備への支援を充実させること。 【国土交通省】
- (2) 災害時における観光関連施設の業務継続能力の強化や通信環境の確保を図るため、非常用電源の確保や携帯電話の充電機器の整備など災害発生時の観光客の安全・安心を守る体制の整備に対する支援を行うこと。 【国土交通省】
- (3) 道及び道内市町村が観光需要の回復に向けて行う、復旧・復興事業に要する経費について、特別交付税等による十分な地方財政措置を講じること。 【総務省、国土交通省】

## **V 地域・産業・物流を支える交通網の確保**

### **1 JR北海道への支援**

- (1) JR北海道が不通区間の復旧に要した経費に対する資金的支援を速やかに行うとともに、今回の災害に伴う減収や復旧費用等により、危機的な状況にあるJR北海道の運営が更に悪化することがないよう、資金繰りなど必要な対策を講じること。 【国土交通省】
- (2) 路盤等の強化やトンネル、橋梁などの大規模修繕等の前倒し、災害対応型車両の緊急増備・更新の前倒し、さらには、情報提供体制の整備や道内主要駅における非常用電源の確保など、災害に強い鉄道網の確立に向けて、国が必要な支援を早急に行うこと。 【国土交通省】

## 2 港湾施設の早期復旧と充実・強化

- (1) 国際拠点港湾である苫小牧港について、護岸や岸壁等の沈下等を早期に復旧するとともに、災害復旧事業の対象とならないコンテナターミナルの復旧や液状化対策に係る補助制度を創設すること。

【国土交通省】

- (2) 港湾は本道と道外・海外とを結ぶ物流経路と輸送能力の安定的な確保に重要な役割を果たすため、災害に強い港湾施設の充実・強化を推進すること。

【国土交通省】

## VI 強靭な北海道づくりの推進

### 1 北海道強靱化計画の実効性を高めるための財政措置の充実・強化

- (1) 近年、激甚化する傾向にある地震や大雨等の被害に備えるため、道路法面の災害防止や集落の孤立を防止する橋梁の耐震化、樋門などの河川管理施設の耐震化を推進すること。

【国土交通省】

- (2) 津波に対する防災力強化のため、避難路や海岸堤防などの整備に係る交付金の補助率の嵩上げ、地域要件の緩和など財政支援の充実・強化を図ること。

【国土交通省】

- (3) 国土強靱化や災害に強い農山漁村づくりに向け、災害リスクの高いため池の改修・廃止、用水施設の耐震化、農地の排水対策など、農業農村整備を計画的に推進すること。

【農林水産省】

- (4) 激甚な山地災害が発生していることを踏まえ、治山事業による防災・減災対策を計画的に推進すること。

【農林水産省】

- (5) 漁港は、海岸施設と一体となって高波などから背後集落を守る機能を有することから、防波堤などの漁港整備を計画的に推進すること。

【農林水産省】

- (6) 住宅や公共建築物の耐震化に対する国費率の引上げ等を図るとともに、耐震対策緊急促進事業の時限措置を延長すること。

【国土交通省】

- (7) 道営の水力発電施設に係る耐震性能の調査及び耐震化に対する補助制度を創設すること。 【経済産業省】
- (8) 火力発電所等の重要施設に水を供給する工業用水道について、非常用電源設備や貯油タンクなど、長期にわたる停電時に利用する設備の更新や容量の増強に対する補助制度を創設すること。  
また、配水管路や浄水場等の施設に係る耐震性能の調査及び耐震化に対する補助制度を拡充すること。 【経済産業省】
- (9) 道路の法面崩壊や堤防の亀裂など甚大な被害が発生していることを踏まえ、防災点検の迅速な実施に要する経費について、地方負担を軽減するための財政支援の充実・強化を図ること。 【国土交通省】
- (10) 道路情報提供装置や河川情報システムのバックアップ電源の強化や維持管理、更新等に活用できる補助制度を創設すること。 【国土交通省】

## 2 強靭化を支えるネットワークの整備

- (1) 災害時におけるリダンダンシー確保のため、高規格幹線道路や国道などの道路網の計画的・体系的な整備を図ること。 【国土交通省】
- (2) 災害発生時において、通信サービスは被災された方々が情報収集や発信を行うための重要な手段であることから、大規模な地震や長時間の停電などといった災害に強い通信基盤の確立に向けて、国において、必要な支援・対策を講じること。 【総務省】

## 3 土砂災害から国民のくらしを守るための支援の強化

- (1) 土砂災害防止法に基づく基礎調査の早期完了に向けて、財政・技術支援を更に強化すること。 【国土交通省】

#### **4 警察の災害警備活動等への支援**

- (1) 災害警備活動には、車両、ヘリコプター等の燃料や救出救助用資機材など多額の経費が生じていることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。 【警察庁】
- (2) 災害警備活動に従事した職員の超過勤務手当や、停電時における滅灯対策に有効な信号機電源附加装置の整備に要する経費について、特段の財政措置を講じること。 【警察庁】
- (3) 今後発生する大規模災害への対処能力の強化を図るため、必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。 【警察庁】

### **VII 復旧・復興に対する十分な地方財政措置等**

- (1) 道及び道内市町村の応急対応や被災者支援、復旧・復興に要する経費について、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保、激甚災害における適用措置の拡充など、十分な地方財政措置等を講じること。 【内閣府、総務省、財務省】